

# 農林漁業セーフティネット資金

不慮の経営悪化に対応するため、日本政策金融公庫から借り入れる資金です。

## 1 資金の特徴

- (1) 災害、行政指導、社会・経済的变化により経営悪化した場合に利用できます。
- (2) 経営再建のための資金や資金繰り資金など幅広く対応できます。
- (3) 経営悪化等を証明する書類が必要(災害の場合は、市町村罹災証明書など)
- (4) 農業信用基金協会の機関保証は利用できません



## 2 利用対象者

- (1) 認定農業者（市町村長に経営改善計画の認定を受けた農業者や法人）
- (2) 認定新規就農者（市町村長に青年等就農計画の認定を受けた農業者や法人）
- (3) 一般農業者（個人・法人別に以下の要件を満たす農業者）

個人	○農業所得が総所得の過半、又は農業収益が200万円以上
農法人	○農業売上高が総売上高の過半又は1,000万円以上の法人

- (3) 家族経営協定を締結している農業者
- (4) 集落営農組織(5年以内に法人化する計画を有しているなどの要件)

## 3 利用条件等

資金用途	農業機械	農業施設	果樹苗木	家畜導入	農地造成	農地取得	運転資金	短期	長期	負債整理
利用限度額・要件	600万円以内 ※経営規模等から、限度額の引上げが必要であると認められる場合(簿記記帳は必須)は、年間経営費等の6/12以内。									
償還期限	10年以内(うち据置期間3年以内)									
金利	固定金利、貸付利率は毎月変動(詳しくは日本政策金融公庫HP「金利一覧」参照)									
担保・保証人	原則必要(必要かどうかは案件により異なりますので、日本政策金融公庫にご相談ください。)									
保証料	—									
返済方法	年1回~12回返済(選択制)									
審査期間	融資案件ごとに異なります。									

※上記以外にも要件がありますので、詳しくは、日本政策金融公庫までお問合せください。

## 4 取扱金融機関

日本政策金融公庫

※農協・農林中金、中国銀行、トマト銀行、おかやま信金、水島信金、玉島信金、備北信金、吉備信金、笠岡信組



※公庫と提携している金融機関についても、本資金を取扱うことができますが、金融機関によっては別途要件がありますので、各金融機関へお問い合わせください。